

## 見守り 新鮮情報

突然知らない業者から「注文を受けた健康食品が準備できたので代引きで送る」と電話があった。注文した覚えはなかったのでびっくりして断ると、「注文を受けたときの録音もある。裁判に出してもいいんだ」など、とても強引な口調で言われ、こちらの話は全く聞いてもらえ

なかつた。そのうち「商品はセット販売で3回分注文されているが、1回分の2万円を支払ってくれればその後の契約は取り消す」と言わされたので、裁判などこれ以上面倒なことに巻き込まれたくない一心で、承諾してしまった。翌日商品が届いて中身を見たが、やはり注文した覚えは全くない。**返金**してほしい。(70歳代 男性)



健康食品の送りつけに関する相談が急増しています。注文した覚えがない場合は、きっぱり断りましょう！

## 「裁判に出す」と脅す 健康食品送りつけに注意

### ひとこと助言



- このようなケースでは、恐怖心や関わりたくないという思いから、購入を承諾してしまうこともあります。
- 一方的に「商品を送る」などと言われても、身に覚えがなければきっぱり断りましょう。承諾していないのに商品を送りつけられたときは、代金支払いの義務はなく、受け取る必要もありません。
- 断りきれずに承諾し商品が届いてしまっても、クーリング・オフができる場合があります。
- 困ったときは、消費生活センターにご相談ください。

発行：独立行政法人国民生活センター 本文イラスト：黒崎 玄

健康食品の送りつけに関する お問合せ、ご相談は  
川西市消費生活センター (072) 740-1167まで